

令和9年度前期からの大学院授業料減免制度について

本学独自の授業料減免制度については、大学院生の経済的不安を軽減し研究に専念できる機会を確保するため、令和9年度前期より家計基準の算定方法を見直します。

今後は、学部生を対象とした修学支援新制度に準じた算定方法を基本としつつ、本学制度に応じた取扱いにより審査を実施します。

1 授業料減免額

支援区分	減免額（半期）	納付必要額（半期）	世帯年収の目安
			4人世帯（子2人）
第Ⅰ区分（全額免除）	267,900円	0円	～270万円
第Ⅱ区分（2/3減免）	178,600円	89,300円	～300万円
第Ⅲ区分（1/3減免）	89,300円	178,600円	～380万円
日本学術振興会特別研究員 （半額減免）	133,950円	133,950円	—

2 対象者

次のアおよびイの基準すべてを満たす大学院生

ア 在学基準

【全区分】研究意欲が旺盛で学業優秀である者

- ・博士前期課程（修士課程）1年次前期または博士後期課程1年次前期
本学大学院入学試験に合格したことをもって認める
- ・その他の在学生
指導教員等（論文指導教員、サポート教員等）が学業優秀と認めた者

ただし、申請時点において以下のいずれかに該当する者は対象外とする

- ・非正規生
- ・休学期間を除く在学年限が修業年限を超過している者（留年している者）
- ・社会人（※1）
- ・長期履修生

【第Ⅰ～第Ⅲ区分のみ】

- ・生計維持者が海外に居住しているなどの理由により、下記収入基準の判定に必要な生計維持者および本人全員分の課税（所得）証明書（日本国内の市区町村が発行するもの）が提出できない者
- ・正当な理由なく、日本学生支援機構の奨学金制度（授業料後払い制度を含む）もしくは他団体の奨学金制度を利用していない者、または申請手続きを行っていない者

※1 以下のいずれかに該当する者

- ・現に職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）
- ・給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- ・主婦、主夫

【日本学術振興会特別研究員】独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用期間にある者

イ 収入基準

【第Ⅰ区分】本人と生計維持者（※2）の市町村民税所得割が非課税

（学生等本人と生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が100円未満）

【第Ⅱ区分】学生等本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満

【第Ⅲ区分】学生等本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満

【特別研究員】なし

- ※2 原則として父母。ただし、申請時点において以下の場合には例外とする。
- ・父または母と死別、もしくは父母の離婚等により父または母と学生が別生計となっている場合は、父または母のいずれか1名を生計維持者とする
 - ・学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている場合は、配偶者1名を生計維持者とする
 - ・その他のケースについては、個別に判断する

- ※3 支給額算定基準額＝課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）（a）（100円未満切り捨て）
（a）政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（調整控除額＋調整額）に4分の3を乗じた額

支給額算定基準額を算出するための「課税標準額」「調整控除額」「調整額」は、これらが記載されている課税証明書や所得証明書を取得するか、マイナポータルから参照すること。

3 必要書類

【全区分】 授業料免除申請書（様式1）※後日掲載

【第Ⅰ～第Ⅲ区分】世帯全員の住民票（申請日前3ヵ月以内に取得したもの）

本人と生計維持者の課税（所得）証明書（募集時点で取得可能な最新年度のもの）

- ・日本国内の市区町村が発行するものに限る。
 - ・課税（所得）証明書は、次の3項目が記載されているもの。市区町村所定の様式に下記項目がない場合は、これらの項目について各自治体に別途証明（課税（所得）証明書への追記等）を求めること。
1. 課税標準額 2. 調整控除額 3. 税額調整額（調整額または所得割調整額）

【特別研究員】 特別研究員採用証明書（募集学期において採用期間にあるもの）

4 注意事項

- ・授業料減免は原則として学期ごとに、予算の範囲内で実施します。
- ・既に納付した授業料は返還されません。
- ・申請内容に虚偽があった場合や免除要件を満たさなくなった場合は、免除が取り消されることがあります。
- ・上記は現時点での予定です。詳細は来年度4月ごろの募集開始時に掲載します。

5 留学生への授業料減免・徴収猶予制度について

- ・令和8年度以前に入学した外国人留学生（学部生・大学院生）については、修業年限内に限り、今後も従来の留学生向けの減免制度ならびに徴収猶予制度を適用するものとします。
- ・令和9年度以降の入学生については、留学生に限定した入学金減免や授業料減免制度は設けません。

本制度に関すること

福井県立大学 就職・生活支援課

電話：0776-61-6000（代）

メール：fpu-gakusei@g.fpu.ac.jp